

## 《教育・研修分科会（第3回）の結果報告》

### 1. 標準的な教育テキスト（中間素案）の未編集項目について

#### (1) 内 容

検討会（第2回）において了承された「標準的な教育テキスト（中間素案）」について、各委員からの意見を踏まえ、各章や新規編集等について検討した。

#### (2) 検討結果

- ・第1章第3節1(2)の「装備を過信せず、あくまでも補完するものである」を、「装備を過信せず、適切に使いこなすものとして活用する意識付けが必要です。」に変更する。
- ・第3章第1節6の「防災管理者が指揮を執り」という表現だが、防災要員と防災管理者の関係について、今後も議論を続けていく（保留）。
- ・第3章第1節10の「警戒区域」という表現だが、防災要員でも一般的な言葉であるため理解できるため、注釈を付け加えることなくそのままの表現を用いる。
- ・第7章第8節に高圧ガス保安法上の消火設備の記載がないが、防災要員にとって必要な情報であるため、高圧ガス保安法の防消火設備についても記載するが、記載場所については、事務局で再検討する。
- ・第9章第7節5(1)、(2)の図及び写真について、あくまで一例であり、詳しく記載していないが、訓練の使用資機材及び図中の記号等について最低限の説明を加える。
- ・第10章の災害事例で発災場所や市町村名を出しているところがあるが、消防庁が発出している資料の中に記載しているものについては、そのまま掲載する。
- ・第3・7章に記載されている泡消火薬剤及び泡薬剤について、各薬剤のメリット、デメリット等の特徴を記載し、併せて混合についての禁止事項等も記載する。資料については、消防研究センターで写真等があれば利用する。

## 2. 標準的な教育テキストの到達目標（案）及び教育テキストのネーミングについて

### (1) 内 容

分科会（第2回）において提案があった「各節の到達目標」や教育テキストのネーミングについて検討した。

### (2) 検討結果

- ・到達目標は、執筆段階より設定しておらず、教育テキストの内容に応じて判断していく必要があるため、平成29年度に改めて検討が必要である。
- ・到達目標は、章の到達目標、節の到達目標、節のポイントを追記し、全体のレイアウトを見た上で議論する。
- ・到達目標の対象は、自衛防災組織等の防災要員であり、テキストの目的は、防災要員が災害活動の全体像を把握した上で、防災要員として活動できるようになってもらうことである。
- ・標準的な教育テキストのネーミングについては、平成29年度に決定する。